

## 令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人三朝町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年8月18日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・ 理事会及び評議員会の議決案件にあつては、特別の利害関係を有する者が議決に加わっていないかの確認を行うこと。
- ・ 計算書類に対する注記及び附属明細書は適切に作成すること。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1 理事の選任等に係る評議員会の決議の省略（令和5年1月13日提案）において、評議員のうち議決に加わることができない者（特別の利害関係を有する者）がいるかの確認を行っているか明らかでなかった。</p> <p>ついては、決議の省略においても通常の議決と同様に、決議事項につき特別の利害関係を有する者がいるか法人において確認を行い、各評議員にその結果を明らかにすること（理事会の決議の省略においても同じ。）。</p> <p>なお、評議員会の決議の省略に係る議事録は、決議の省略を決定した理事会の年月日、当該決議に係る特別の利害関係を有する評議員の有無及び議事録作成年月日を明記することが望ましいので、今後の作成に当たり留意すること。</p> <p>（法第45条の9第8項）（規則第2条の15第4項）</p>	<p>当該決議に係る特別の利害関係の有無を確認し、議案に明記するとともに、議事録に記載する。</p> <p>なお、議事録に省略を決定した理事会の年月日及び議事録作成年月日を明記する。</p>
<p>2 計算書類に対する注記（法人全体用）について、「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」が記載されていなかった。</p> <p>ついては、計算書類に対する注記は適切に行うこと。</p> <p>併せて、計算書類に対する注記に係る規定につき、経理規程の改正を行うこと。</p> <p>（会計省令第29条）（経理規程第63条）</p>	<p>計算書類に対する注記は令和5年度決算において適切に行う。</p> <p>令和5年10月25日理事会において経理規程を改正した。</p>
<p>3 附属明細書について、次の不備があった。</p> <p>（1）寄附金収益明細書において、寄附金の記載が漏れているものがあった。（介護保険事業拠点区分3,157千円）</p> <p>（2）補助金収益明細書において、補助金の記載が漏れているものがあった。（介護保</p>	<p>会計処理・仕訳を適切にするとともに、附属明細書の作成には、指摘のあった事項について留意し、漏れないように記載する。</p>

	<p>険事業拠点区分500千円その他雑収入として処理された補助金多数の計上漏れ) また、区分小計が漏れているものがあつた。(地域福祉事業及び共同募金事業) については、附属明細書は適切に作成すること。</p> <p>(会計省令第30条) (運用上の取扱い26)</p>	
--	--	--